

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本の構成に関する事項

(単位 百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,553	6,764
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	6,252	6,463
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	68	62
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	68	62
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,622	6,827
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	6
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,616	6,821
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,513	36,030
資産 (オン・バランス) 項目	34,214	35,731
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,500	△ 450
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,500	△ 450
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	299	298
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,358	2,410
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	36,871	38,440
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.94%	17.74%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項

これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

(単位 百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	34,513	1,380	36,030	1,441
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,214	1,368	35,731	1,429
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	305	12	365	14
金融機関向け	3,498	139	3,393	135
法人等向け	18,182	727	18,998	759
中小企業等・個人向け	3,684	147	3,688	147
抵当権付住宅ローン	1,214	48	1,233	49
不動産取得等事業向け	570	22	515	20
三月以上延滞等	—	—	3	0
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	166	6	171	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	219	8	326	13
出資等のエクスポージャー	219	8	326	13
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,424	256	4,769	190
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,750	110	1,000	40
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	452	18	452	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,444	57	2,713	108
ルック・スルー方式	1,444	57	2,713	108
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,500	△ 60	△ 450	△ 18
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,358	94	2,410	96
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	36,871	1,474	38,440	1,537

(注)

- 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
- 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
- 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法〉

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本の充実  
の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っています。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会により行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

適格格付機関として以下の4社をリスク・ウェイトの判定に利用しています。

① R&I 株式会社 格付投資情報センター	③ S&P S&P・グローバル・レーティング
② JCR 株式会社 日本格付研究所	④ Moody's ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金等				債 券		デリバティブ取引		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
国 内	97,012	89,062	37,171	38,416	58,898	48,438	-	-	-	33
国 外	7,895	8,297	-	-	7,895	8,297	-	-	-	-
地 域 別 合 計	104,907	97,360	37,171	38,416	66,794	56,735	-	-	-	33
製 造 業	4,445	4,450	2,040	1,944	2,405	2,505	-	-	-	-
農 業、林 業	481	442	481	442	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,769	1,708	1,769	1,708	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	5,591	6,118	492	418	5,098	5,699	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,255	1,641	0	2	1,255	1,639	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1,349	1,309	1,149	1,100	199	209	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	1,939	1,859	1,929	1,850	9	9	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	18,144	18,893	8,266	8,756	9,877	10,137	-	-	-	-
不 動 産 業	6,215	6,724	4,485	4,994	1,729	1,729	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	5	5	5	5	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	58	61	58	61	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	23	17	23	17	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,660	1,653	1,660	1,653	-	-	-	-	-	33
生活関連サービス業、娯楽業	399	529	399	529	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	49	41	49	41	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	1,938	1,800	1,038	1,000	900	800	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,486	2,403	1,037	1,155	1,448	1,248	-	-	-	-
国・地方公共団体	40,087	36,991	4,037	4,234	36,050	32,757	-	-	-	-
個 人	8,245	8,497	8,245	8,497	-	-	-	-	-	-
そ の 他	8,760	2,207	-	-	7,818	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	104,907	97,360	37,171	38,416	66,794	56,735	-	-	-	33
1 年 以 内	7,332	7,950	2,194	2,574	5,137	5,375	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 内	12,349	13,516	2,725	2,983	9,623	10,533	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 内	13,997	6,756	4,325	4,613	9,672	2,142	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 内	5,379	6,885	3,578	6,246	1,800	638	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 内	18,986	17,115	10,660	8,822	8,326	8,293	-	-	-	-
10 年 以 上	31,909	29,150	13,464	12,970	18,445	16,179	-	-	-	-
期間の定めのないもの	14,952	15,985	222	204	13,787	13,572	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	104,907	97,360	37,171	38,416	66,794	56,735	-	-	-	-

自己資本の充実

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。  
 2. 「債券」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。  
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれております。  
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
 6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額  
 前掲(39ページ)「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	48	41	41	36	—	—	※ 48	※ 41	41	36	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	45	65	65	65	—	—	※ 45	※ 65	65	65	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	65	63	63	61	—	—	※ 65	※ 63	63	61	—	—	—
金融業、保険業	—	76	76	—	—	76	—	—	76	—	—	—	—
不動産業	51	51	51	54	—	—	※ 51	※ 51	51	54	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	26	—	—	—	—	—	26	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4	4	4	4	—	—	※ 4	※ 4	4	4	—	—	—
その他サービス業	—	—	—	6	—	—	—	—	—	6	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	215	304	304	255	—	76	215	227	304	255	—	—	—

※洗い替えによる取崩額

- (注) 1. 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	21,421	14,706	18,333	14,707
10%	3,000	3,642	2,500	4,767
20%	12,316	3,522	11,920	4,098
35%	776	2,725	797	2,763
50%	11,090	—	13,660	7
75%	600	3,114	1,200	2,913
100%	7,414	19,468	5,906	12,730
150%	1,000	—	500	—
200%	—	—	—	—
250%	200	—	300	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	105,000	—	97,104	—

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実  
の状況

## 信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウエイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウエイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また一般社団法人しんきん保証基金については、適格格付機関（JCR）が付与している格付（A+）に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,273	1,105	4,471	4,677		
①ソブリン向け	—	—	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
③法人等向け	679	615	—	—		
④中小企業等・個人向け	583	479	3,694	3,880		
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	776	797		
⑥不動産取得等事業向け	10	10	—	—		
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—		

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要  
オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しています。
- また、これらリスクに関しては、業務運営委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等への報告態勢を整備しています。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
基礎的手法を採用しています。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況については常勤理事会に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

### ■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	416	416	492	492
非上場株式等	452	—	452	—
合 計	868	416	945	492

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### ■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	20	—
売却損	—	—
償 却	—	—

### ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	200	170

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
該当ございません。

## リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	8,017	11,951
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。  
 2. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。  
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。  
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

## 金利リスクに関する事項（銀行勘定金利リスク：IRRBB）

### ■銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	4,837	0	174	190				
2	下方パラレルシフト	0	384	36	47				
3	スティープ化	3,575	3,116						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	上記のうち最大値	4,837	3,116	174	190				
		ホ				ヘ			
		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	6,616		6,821					

### ○金利リスク

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、預金、貸出金、有価証券等の市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクのことです。

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

### ○定性的な開示事項

#### (1) 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。  
 毎月末を基準日として、月次でVaR（バリュエーション・リスク）による金利リスク量及び銀行勘定の金利リスク量（ΔEVE及びΔNII）を算出し、それぞれ常勤理事会等に報告のうえ、リスクの検証並びに自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。  
 なお、当金庫では、ヘッジ取引を行っていません。

#### (2) 金利リスク算定手法の概要

① ΔEVE（銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額）及びΔNII（金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益減少額）の算定における前提条件は以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、ともに想定していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVEは通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、ΔNIIは通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。
- ・なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVE及びΔNIIでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。
- ・内部モデルは、使用していません。

当期のΔEVEの算出結果は、自己資本額の20％を超えておりますが、金利リスクの顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しています。

#### ② ΔEVE以外の金利リスクの算定手法の概要

ΔEVEの他に金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理を行っています。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99％）にて算定しています。

#### 【VaR（バリュエーション・リスク）】

過去の一定期間の金利・株価・為替等の変動データに基づき、将来のある一定期間のうちに、ある一定の確率で発生し得る最大損失額を統計的に計測する手法のことです。